

「初めて特別支援学級を担任する人のためのQ&A」の一部改訂について

平成22年7月20日
石川県教育委員会

1 改訂箇所 ①本文

ページ番号	箇所	変更点	改訂内容
もくじ	Q1-5	情緒障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級
P2	Q1-3	情緒障害	自閉症・情緒障害
P3	7行目	<情緒障害特別支援学級>	<自閉症・情緒障害特別支援学級>
P4	Q1-5	情緒障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級
P4	2行目	情緒障害	自閉症・情緒障害
P4	5行目	情緒障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級
P4	8行目	情緒障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級
P11	下から6行目	①どうして策定するのですか	①どうして作成するのですか
P11	下から2・3行目	策定	作成
P12	上から1行目	②いつ、どこで、だれが策定しますか	②いつ、どこで、だれが作成しますか
P12	上から3行目	策定	作成
P12	上から3行目	③だれを対象に策定するのですか	③だれを対象に作成するのですか
P12	上から9行目	④決められた様式はあるのですか 個別の教育支援計画には、決められた様式はありませんが～	④決められた様式はあるのですか 石川県では参考様式として個別の教育支援計画を示しています。その他、市町等で作成している個別の支援計画などもあります。
P12	上から14行目	策定	作成
P21	中断	<A小学校知的障害特別支援学級>の表	<A小学校知的障害特別支援学級週時程表例>
P21	下段	<B中学校知的障害特別支援学級>の表	<B中学校知的障害特別支援学級週時程表例>
P22	上から3行目	学校教育法第21条	学校教育法第34条
P22	上から14行目、 22行目 下から3行目	107条教科書	附則第9条教科書
P22	下から10行目	石川県立七尾養護学校	石川県立七尾特別支援学校
P28	全頁	Q3-5道徳・特活、Q3-6自立活動	全頁内容変更、Q3-6自立活動はP29へ移動
P29	上から4行目	5つの区分22項目	6つの区分26項目
P29	自立活動の内容	自立活動の内容	1 健康の保持 (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)健康状態の維持・改善に関する事。 2 心理的な安定 (1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。 3 人間関係の形成 (1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。

P29	自立活動の内容	自立活動の内容	<p>4 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関すること。</p> <p>(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。</p> <p>(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。</p> <p>(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。</p> <p>5 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関すること。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</p> <p>6 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関すること。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関すること。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。</p>
P29	下段	Q4,Q4-1	P30へ移動
P42	指導例 対象	情緒障害(2カ所)	自閉症・情緒障害
P42	指導例 区分	4身体の動き	5身体の動き
P42	指導例 区分	5コミュニケーション	6コミュニケーション
P43	指導例 対象	情緒障害	自閉症・情緒障害
P73	上から15行目	情緒障害教育部会	自閉症・情緒障害教育部会

②欄外

P2	欄外	学校教育法第75条	学校教育法第81条
P7	欄外	学校教育法施行規則第73条の19	学校教育法施行規則第138条
P22	欄外	学校教育法第107条	学校教育法附則第9条
P22	欄外	学校教育法施行規則第73条20第73条の12第2項	学校教育法施行規則第139条第131条の2
P23	欄外	学校教育法施行規則第73条の19第2項	削除
P25	欄外	学校教育法施行規則第73条の7、第73条の8	学校教育法施行規則第126条第127条
P27	欄外	学校教育法施行規則第73条の11	学校教育法施行規則第130条

③資料

資料(1)	資料1	石川県特別支援学校一覧(平成19年4月1日現在)	石川県特別支援学校一覧<添付資料参照>(平成22年4月1日現在)
資料(3)	資料3	相談機関一覧	石川障害者職業センター 金沢市昭和町16-1ヴィサージュ1階 (076)225-5011

2 添付資料の追加

資料	石川県特別支援学校一覧(平成22年4月1日現在)		
	個別の教育支援計画(特別支援学級用)		
	個別の指導計画(特別支援学級用)		